

デジタル統括室発注の業務委託契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(令和6年4月分)

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	<a href="#">随意契約理由</a> (随意契約理由番号)	WTO
1	令和6年度大阪市業務系ネットワーク二要素認証システム運用保守業務委託	情報処理	株式会社NTTデータ関西	55,517,000	令和6年4月1日	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号	<a href="#">W2</a>	適用
2	令和6年度行政データ可視化システムサービス利用及び運用保守業務委託	情報処理	株式会社ビーコンラーニングサービス	19,322,600	令和6年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	<a href="#">G4</a>	—
3	令和6年度大阪市基幹系システム統合基盤運用保守業務委託	情報処理	株式会社NTTデータ関西	294,291,448	令和6年4月1日	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号	<a href="#">W2</a>	適用
4	令和6年度大阪市基幹系システム統合基盤改修業務委託	情報処理	株式会社NTTデータ関西	7,172,880	令和6年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	<a href="#">G4</a>	—
5	令和6年度大阪市基幹系システム統合基盤機種更新業務委託	情報処理	株式会社NTTデータ関西	561,704,000	令和6年4月1日	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号	<a href="#">W2</a>	適用
6	令和6年度大阪市業務系ネットワーク二要素認証システム機種更新業務委託	情報処理	株式会社NTTデータ関西	45,127,500	令和6年4月1日	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号	<a href="#">W2</a>	適用
7	令和6年度大阪市ホームページ運用管理システム等運用保守業務委託	情報処理	キステム株式会社	30,337,560	令和6年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	<a href="#">G4</a>	—

8	令和6年度大阪市行政オンラインシステムサービス利用及び運用保守業務委託	情報処理	株式会社TKC	90,112,000	令和6年4月1日	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号	<a href="#">W2</a>	適用
9	令和6年度大阪市情報システム標準化共通機能・環境整備検討支援業務委託	情報処理	アビームコンサルティング株式会社	43,750,960	令和6年4月1日	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号	<a href="#">W2</a>	適用
10	令和6年度大阪市情報システム標準化推進プロジェクトマネジメント支援業務委託	情報処理	PwCコンサルティング合同会社	129,250,000	令和6年4月1日	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号	<a href="#">W2</a>	適用
11	大阪市阿波座センタービル昇降機設備保守点検業務委託(長期継続)	機械設備等保守点検	株式会社日立ビルシステム関西支社	2,455,200	令和6年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	<a href="#">G4</a>	—
12	令和6年度音声認識技術を活用した実証(各種相談電話予約受付)業務委託	情報処理	株式会社AI Shift	16,698,000	令和6年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	<a href="#">G4</a>	—
13	令和6年度業務プロセス可視化支援業務委託	情報処理	株式会社サン・プランニング・システムズ	16,810,750	令和6年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	<a href="#">G3</a>	—
14	令和6年度大阪市ガバメントクラウド接続環境構築業務委託	情報処理	株式会社日立製作所 関西支社	27,221,590	令和6年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	<a href="#">G4</a>	—
15	令和6年度大阪市阿波座センタービル事務室空調設備保守点検業務委託	機械設備等保守点検	三菱電機ビルソリューションズ株式会社 関西支社	1,386,000	令和6年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	<a href="#">G3</a>	—

16	令和6年度大阪市共通クラウド及び情報系共通基盤改修・整備業務委託	情報処理	株式会社日立製作所関西支社	137,648,500	令和6年4月1日	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号	<a href="#">W2</a>	適用
17	令和6年度大阪市情報通信ネットワークソフトウェア等改修・整備業務委託	情報処理	株式会社日立製作所関西支社	116,275,500	令和6年4月1日	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号	<a href="#">W2</a>	適用
18	令和6年度 大阪市情報通信ネットワーク基盤改修・整備業務委託	情報処理	株式会社日立製作所 関西支社	114,704,645	令和6年4月1日	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号	<a href="#">W2</a>	適用
19	令和6年度大阪市市内情報ネットワークコミュニケーション基盤運用保守業務委託	情報処理	株式会社日立製作所関西支社	163,875,514	令和6年4月1日	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号	<a href="#">W2</a>	適用
20	令和6年度大阪市市内情報ネットワークコミュニケーション基盤改修・整備業務委託	情報処理	株式会社日立製作所関西支社	199,186,955	令和6年4月1日	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号	<a href="#">W2</a>	適用
21	令和6年度大阪市データ活用方針実行支援(事業支援)業務委託	情報処理	EY新日本有限責任監査法人本店	26,477,066	令和6年4月26日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	<a href="#">G5</a>	—
22	令和6年度大阪市DX戦略実行支援業務委託	情報処理	アクセンチュア株式会社	64,900,000	令和6年4月26日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	<a href="#">G5</a>	—
23	令和6年度大阪市情報通信ネットワーク運用保守業務委託	情報処理	株式会社日立製作所関西支社	186,476,598	令和6年4月1日	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号	<a href="#">W2</a>	適用

## No. 1

### 随意契約理由書

- 1 案件名称  
令和6年度大阪市業務系ネットワーク二要素認証システム運用保守業務委託
  
- 2 契約の相手方  
株式会社NTTデータ関西
  
- 3 随意契約理由  
株式会社NTTデータ関西は、現行業務系ネットワーク二要素認証システムの構築・運用・保守業者であることから、本業務と密接不可分の関係にあり、当該事業者以外に履行させた場合、現在の便益が享受できず、また、問題発生時に責任の所在が不明確になる等、業務に著しい支障が生じるため。
  
- 4 根拠法令  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号（W2）
  
- 5 担当部局  
デジタル統括室基盤担当基盤グループ（電話 06-6543-7123）

随意契約理由書

- 1 案件名称  
令和6年度行政データ可視化システムサービス利用及び運用保守業務委託
  
- 2 契約の相手方  
株式会社ビーコンラーニングサービス
  
- 3 随意契約理由  
株式会社ビーコンラーニングサービスは、現行行政データ可視化システムのサービス提供者であることから、本業務と密接不可分の関係にあり、当該事業者以外に履行させた場合、問題発生時に責任の所在が不明確になる等、業務に著しい支障が生じるおそれがあるため。
  
- 4 根拠法令  
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号  
(G4)
  
- 5 担当部局  
デジタル統括室戦略担当データマネジメントグループ（電話番号 06-6208-7735）

随意契約理由書

- 1 案件名称  
令和6年度大阪市基幹系システム統合基盤運用保守業務委託
  
- 2 契約の相手方  
株式会社NTTデータ関西
  
- 3 随意契約理由  
株式会社NTTデータ関西は、現行基幹系システム統合基盤の運用・保守業者であることから、本業務と密接不可分の関係にあり、当該事業者以外に履行させた場合、現在の役務の便益が享受できず、また、問題発生時に責任の所在が不明確になる等、業務に著しい支障が生じるおそれがあるため。
  
- 4 根拠法令  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号  
(W2)
  
- 5 担当部局  
デジタル統括室基盤担当基盤グループ (06-6543-7114)

随意契約理由書

- 1 案件名称  
令和6年度大阪市基幹系システム統合基盤改修業務委託
  
- 2 契約の相手方  
株式会社NTTデータ関西
  
- 3 随意契約理由  
株式会社NTTデータ関西は、現行基幹系システム統合基盤の運用・保守業者であることから、本業務と密接不可分の関係にあり、当該事業者以外に履行させた場合、現在の役務の便益が享受できず、また、問題発生時に責任の所在が不明確になる等、業務に著しい支障が生じるおそれがあるため。
  
- 4 根拠法令  
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号  
(G4)
  
- 5 担当部局  
デジタル統括室基盤担当基盤グループ (06-6543-7114)

随意契約理由書

- 1 案件名称  
令和6年度大阪市基幹系システム統合基盤機種更新業務委託
  
- 2 契約の相手方  
株式会社NTTデータ関西
  
- 3 随意契約理由  
株式会社NTTデータ関西は、現行基幹系システム統合基盤の構築・運用・保守業者であり現行システムを機種更新するため、本業務と密接不可分の関係にあり、当該事業者以外に履行させた場合、現在の役務の便益が享受できず、また、問題発生時に責任の所在が不明確になる等、業務に著しい支障が生じるおそれがあるため。
  
- 4 根拠法令  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号  
(W2)
  
- 5 担当部局  
デジタル統括室基盤担当基盤グループ（電話番号 06-6543-7126）



随意契約理由書

- 1 案件名称  
令和6年度大阪市業務系ネットワーク二要素認証システム機種更新業務委託
  
- 2 契約の相手方  
株式会社NTTデータ関西
  
- 3 随意契約理由  
株式会社NTTデータ関西は、現行業務系ネットワーク二要素認証システムの構築・運用・保守業者であり現行システムを機種更新するため、本業務と密接不可分の関係にあり、当該事業者以外に履行させた場合、現在の役務の便益が享受できず、また、問題発生時に責任の所在が不明確になる等、業務に著しい支障が生じるおそれがあるため。
  
- 4 根拠法令  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号  
(W2)
  
- 5 担当部局  
デジタル統括室基盤担当基盤グループ（電話番号 06-6543-7126）

随意契約理由書

- 1 案件名称  
令和6年度大阪市ホームページ運用管理システム等運用保守業務委託
  
- 2 契約の相手方  
キステム株式会社
  
- 3 随意契約理由  
キステム株式会社は、現行ホームページ運用管理システムの開発・運用保守業者であることから、本業務と密接不可分の関係にあり、当該事業者以外に履行させた場合、問題発生時に責任の所在が不明確になる等、業務に著しい支障が生じるおそれがあるため。
  
- 4 根拠法令  
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号  
(G4)
  
- 5 担当部局  
デジタル統括室基盤担当基盤グループ（電話番号 06-6543-7122）

随意契約理由書

- 1 案件名称  
令和6年度大阪市行政オンラインシステムサービス利用及び運用保守業務委託
  
- 2 契約の相手方  
株式会社TKC
  
- 3 随意契約理由  
株式会社TKCは現行システムの開発・保守業者であるため、本業務と密接不可分の関係にあり、当該事業者以外に履行させた場合、現在の役務の便益が享受できず、また、問題発生時に責任の所在が不明確になる等、業務に著しい支障が生じるおそれがあるため。
  
- 4 根拠法令  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号  
(W2)
  
- 5 担当部局  
デジタル統括室DX推進担当デジタルサービスグループ（電話番号06-6208-7646）

随意契約理由書

- 1 案件名称  
令和6年度大阪市情報システム標準化共通機能・環境整備検討支援業務委託
  
- 2 契約の相手方  
アビームコンサルティング株式会社
  
- 3 随意契約理由  
アビームコンサルティング株式会社は、令和2年3月に策定した大阪市情報通信ネットワーク再整備計画による本市住民情報系・庁内情報系・公開系等の本市情報システムネットワーク基盤共通機能等の全体最適化の検討業務において、令和2年度から検討支援業務委託契約を履行しており、令和3年度から令和4年度にかけて継続して本市情報システム標準化を踏まえた住民情報系ネットワーク基盤の要件検討を実施し、これまでの検討結果を踏まえ大阪市情報システム標準化に係る全体移行計画へ反映した（令和5年3月）。令和5年度は大阪市情報システム標準化に係る全体移行計画の改定及び住民情報系ネットワーク基盤の共通機能・環境として標準準拠システムが共用する機能・環境及び標準準拠システムと他の本市情報システムとの円滑なシステム間連携環境を整備するための検討業務支援を実施している。令和6年度は大阪市情報通信ネットワーク再整備計画及び大阪市情報システム標準化に係る全体移行計画に基づき、当該検討業務支援を継続して実施するものであり、大阪市情報通信ネットワーク再整備計画による全体最適化の検討業務及び本市情報システムの標準化の全体移行計画の検討業務において密接不可分の関係にあることから、当該事業者以外に履行させた場合、既契約の役務の便益が享受できず、共通機能・環境の検討・整備が著しく遅延し、本市情報通信ネットワーク再整備計画による全体最適化及び本市情報システムの標準化（標準準拠システムへの移行）の業務及び市民サービスに著しい支障をきたすため、同社と継続して特名随意契約を行うものである。
  
- 4 根拠法令  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号（W2）
  
- 5 担当部局  
デジタル統括室基盤担当標準化推進グループ（電話番号 06-6543-7118 ）

随意契約理由書

1 案件名称  
令和6年度大阪市情報システム標準化推進プロジェクトマネジメント支援業務委託

2 契約の相手方  
PwCコンサルティング合同会社

3 随意契約理由

PwCコンサルティング合同会社は、令和4年度からプロジェクトマネジメント支援業務委託契約を履行しており、令和4年度は全体プロジェクト管理業務支援及び大阪市情報システム標準化に係る全体移行計画を策定し、令和5年度は全体プロジェクト管理業務支援を実施するとともに、大阪市システム情報システム標準化に係る合同テスト計画書（令和5年12月）及び合同移行計画書を策定（令和6年3月予定）している。令和6年度も全体移行方針及び全体移行計画により継続して全体プロジェクト管理業務支援を実施するものであり、当該全体プロジェクト管理業務において密接不可分の関係にあることから、当該事業者以外に履行させた場合、既契約の役務の便益が享受できず、全体移行方針及び全体移行計画に基づく継続した課題・リスクの管理及び対応検討並びに各システム移行P Tの進捗管理及び全体調整など全体プロジェクト管理業務に著しい支障をきたすため、同社と継続して特名随意契約を行うものである。

4 根拠法令  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号（W2）

5 担当部局  
デジタル統括室基盤担当標準化推進グループ（電話番号 06-6543-7118 ）

随意契約理由書

- 1 案件名称  
大阪市阿波座センタービル昇降機設備保守点検業務委託（長期継続）
  
- 2 契約の相手方  
株式会社日立ビルシステム 関西支社
  
- 3 随意契約理由  
株式会社日立ビルシステム関西支社は、現行の大阪市阿波座センタービル昇降機設備の製造、納入業者であることから、本業務と密接不可分の関係にあり、当該事業者以外に履行させた場合、問題発生時に責任の所在が不明確になる等、業務に著しい支障が生じるため。
  
- 4 根拠法令  
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号  
(G4)
  
- 5 担当部局  
デジタル統括室基盤担当（基盤企画グループ）（電話番号 06-6543-7113）

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度音声認識技術を活用した実証（各種相談電話予約受付）業務委託

2 契約の相手方

株式会社AI Shift

3 随意契約理由

株式会社 AI Shiftは、株式会社サイバーエージェント（前事業者）から令和6年4月1日付け本業務に係る事業譲渡を受ける事業者であり、前事業者は、令和4年度に公募型プロポーザル方式により、市民局各種相談電話予約受付における音声認識技術を活用した実証業務委託契約を履行し、令和5年度も同実証の継続及び区役所巡回法律相談電話予約受付における音声認識技術を活用した実証業務委託を履行している。

本業務は、2つの電話予約受付業務を統合させ、類似業務を集約化させることによる運用課題や効果も含めて検証するものであるが、当該音声認識技術を前提とした環境で実証を行う必要があり、音声認識技術の活用に向けた実証業務において密接不可分の関係にあることから、他の事業者へ履行させた場合、市民向け電話予約自動受付サービスの環境を改めて構築する必要が生じ、また、同一環境での実績取得ができず、実証事業の継続性が損なわれ、実証結果の適切な評価・分析ができないことから、業務に著しい支障が生じるため、当該事業継承を受けた事業者と特名随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号  
(G4)

5 担当部局

デジタル統括室DX推進担当デジタルサービスグループ（電話番号 06-6208-7646）

随意契約理由書

- 1 案件名称  
令和6年度業務プロセス可視化支援業務委託
  
- 2 契約の相手方  
株式会社サン・プランニング・システムズ
  
- 3 随意契約理由  
株式会社サン・プランニング・システムズは、令和3年度から導入・継続使用している、BPR（業務見直し）に必要な機能を有した業務フロー作成ツール「iGrafx BPR+」を用いた可視化支援（業務フロー作成支援）及び操作研修を実施できる、唯一の履行可能事業者であるため。
  
- 4 根拠法令  
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号  
(G3)
  
- 5 担当部局  
デジタル統括室基盤担当標準化推進グループ（電話番号 06-6543-7118 ）



随意契約理由書

- 1 案件名称  
令和6年度大阪市ガバメントクラウド接続環境構築業務委託
  
- 2 契約の相手方  
株式会社日立製作所 関西支社
  
- 3 随意契約理由  
株式会社日立製作所関西支社は、現行本市情報通信ネットワークの構築・運用・保守業者であることから、本業務と密接不可分の関係にあり、当該事業者以外に履行させた場合、問題発生時に責任の所在が不明確になる等、業務に著しい支障が生じる恐れがあるため。
  
- 4 根拠法令  
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号  
(G4)
  
- 5 担当部局  
デジタル統括室基盤担当基盤グループ (06-6543-7123)

随意契約理由書

- 1 案件名称  
令和6年度大阪市阿波座センタービル事務室空調設備保守点検業務委託
  
- 2 契約の相手方  
三菱電機ビルソリューションズ株式会社 関西支社
  
- 3 随意契約理由  
三菱電機ビルソリューションズ株式会社関西支社は、現行の大阪市阿波座センタービル空調設備の設計・施工事業者（三菱電機株式会社）が指定する保守業者であり、技術面や性能・動作保証面から、唯一の履行可能事業者であるため。
  
- 4 根拠法令  
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号  
(G3)
  
- 5 担当部局  
デジタル統括室基盤担当（基盤企画グループ）（電話番号 06-6543-7113）

随意契約理由書

- 1 案件名称  
令和6年度大阪市共通クラウド及び情報系共通基盤改修・整備業務委託
  
- 2 契約の相手方  
株式会社日立製作所関西支社
  
- 3 随意契約理由  
株式会社日立製作所関西支社は、現行大阪市共通クラウド及び情報系共通基盤の構築・運用保守業務委託事業者であることから、本業務と密接不可分の関係にあり、当該事業者以外に履行させた場合、現在の役務の便益が享受できず、また、問題発生時に責任の所在が不明確になる等、業務に著しい支障が生じるおそれがあるため。
  
- 4 根拠法令  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号  
(W2)
  
- 5 担当部局  
デジタル統括室基盤担当(06-6543-7122)

随意契約理由書

- 1 案件名称  
令和6年度大阪市情報通信ネットワークソフトウェア等改修・整備業務委託
  
- 2 契約の相手方  
株式会社日立製作所関西支社
  
- 3 随意契約理由  
株式会社日立製作所関西支社は、現行情報通信ネットワークの開発・運用保守業者であることから、本業務と密接不可分の関係にあり、当該事業者以外に履行させた場合、現在の役務の便益が享受できず、また、問題発生時に責任の所在が不明確になる等、業務に著しい支障が生じるおそれがあるため。
  
- 4 根拠法令  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号  
(W2)
  
- 5 担当部局  
デジタル統括室基盤担当（基盤グループ）（電話番号 06-6543-7122）

随意契約理由書

- 1 案件名称  
令和6年度 大阪市情報通信ネットワーク基盤改修・整備業務委託
  
- 2 契約の相手方  
株式会社日立製作所関西支社
  
- 3 随意契約理由  
株式会社日立製作所関西支社は、現行情報通信ネットワーク基盤の開発・保守業者であることから、本業務と密接不可分の関係にあり、当該事業者以外に履行させた場合、現在の役務の便益が享受できず、また、問題発生時に責任の所在が不明確になる等、業務に著しい支障が生じるおそれがあるため。
  
- 4 根拠法令  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号  
(W2)
  
- 5 担当部局  
デジタル統括室基盤担当基盤グループ (06-6543-7123)

随意契約理由書

- 1 案件名称  
令和6年度大阪市庁内情報ネットワークコミュニケーション基盤運用保守業務委託
  
- 2 契約の相手方  
株式会社日立製作所関西支社
  
- 3 随意契約理由  
株式会社日立製作所関西支社は、現行大阪市庁内情報ネットワークコミュニケーション基盤の開発・運用保守業者であることから、本業務と密接不可分の関係にあり、当該事業者以外に履行させた場合、現在の役務の便益が享受できず、また、問題発生時に責任の所在が不明確になる等、業務に著しい支障が生じるおそれがあるため。
  
- 4 根拠法令  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号  
(W2)
  
- 5 担当部局  
デジタル統括室基盤担当基盤グループ(電話番号 06-6543-7122)

随意契約理由書

- 1 案件名称  
令和6年度大阪市庁内情報ネットワークコミュニケーション基盤改修・整備業務委託
  
- 2 契約の相手方  
株式会社日立製作所関西支社
  
- 3 随意契約理由  
株式会社日立製作所関西支社は、現行大阪市庁内情報ネットワークコミュニケーション基盤の開発・運用保守業者であることから、本業務と密接不可分の関係にあり、当該事業者以外に履行させた場合、現在の役務の便益が享受できず、また、問題発生時に責任の所在が不明確になる等、業務に著しい支障が生じるおそれがあるため。
  
- 4 根拠法令  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号  
(W2)
  
- 5 担当部局  
デジタル統括室基盤担当基盤グループ(電話番号 06-6543-7122)

随意契約理由書

- 1 案件名称  
令和6年度大阪市データ活用方針実行支援（事業支援）業務委託
  
- 2 契約の相手方  
E Y新日本有限責任監査法人 本店
  
- 3 随意契約理由  
大阪市データ活用方針実行支援（事業支援）業務委託は、EBPMの取組やデータ分析事例の創出等を着実に進めていくことを目的とし、EBPMパイロット事業分析の実施等各所属が行う事業の支援が必要となることから、高度で専門的な技術力が求められ、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内において事業者の技術力や経験、創意工夫等によって最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいことから公募型プロポーザル方式を採用し、事業者の企画提案を比較のうえ学識経験者等の意見を聴取する選定会議において意見を聴取し、契約相手方として最適である最も評価点が高い事業者を予め選定するため。
  
- 4 根拠法令  
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号  
(G5)
  
- 5 担当部局  
デジタル統括室戦略担当データマネジメントグループ（電話番号 06-6208-7735）



随意契約理由書

1 案件名称  
令和6年度大阪市DX戦略実行支援業務委託

2 契約の相手方  
アクセント株式会社

3 随意契約理由  
大阪市DX戦略実行支援業務委託は、DX戦略に掲げる各施策分野の取組をすべからず推進するため、DX取組の未着手領域における各施策分野の具体的取組の企画立案が必要となることから、高度で専門的な技術力が求められ、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内において事業者の技術力や経験、創意工夫等によって最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいことから公募型プロポーザル方式を採用し、事業者の企画提案を比較のうえ学識経験者等の意見を聴取する選定会議において意見を聴取し、契約相手方として最適である最も評価点が高い事業者を予め選定するため。

4 根拠法令  
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号  
(G5)

5 担当部局  
デジタル統括室戦略担当戦略グループ (06-6208-7661)

随意契約理由書

- 1 案件名称  
令和6年度大阪市情報通信ネットワーク運用保守業務委託
  
- 2 契約の相手方  
株式会社日立製作所関西支社
  
- 3 随意契約理由  
株式会社日立製作所関西支社は、現行情報通信ネットワークの開発・運用保守業者であることから、本業務と密接不可分の関係にあり、当該事業者以外に履行させた場合、現在の役務の便益が享受できず、また、問題発生時に責任の所在が不明確になる等、業務に著しい支障が生じるおそれがあるため。
  
- 4 根拠法令  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号  
(W2)
  
- 5 担当部局  
デジタル統括室基盤担当（基盤グループ）（電話番号 06-6543-7122）